

MOC通信

<内容>

1月研修会報告

3月研修会案内

4月研修会案内

お花見 BBQ 案内

預金相続に関する最高裁決定

お詫び

『マリン・オフィス・クラブ (Marine Office Club)』（略称：MOC・モック）は、1985年、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」のスローガンの下、神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成されました。

定期的な業務研修会やBBQ・スポーツ大会・忘年会等のイベントを企画運営し、会員の親睦とスキルアップを図ることを主な活動内容としています。

毎年、研修やイベントを続々と企画していますので、興味のある方は是非ご参加ください。また、ホームページ (<http://moc-lo.net/>) では、本紙面では伝えきれない情報や研修・イベントの案内等を発信し、同時に入会申込、研修申込、質問等も承っております。皆さんからのアクセスお待ちしております。

1月研修会報告

1月26日管財事件(配当)の研修を行いました。昨年の管財事件の研修について二度目の管財事件では、主に債権の種類と配当手続に絞った内容でのお話をさせていただきました。

これは、配当事案の条件として、十分な破産財団が形成されることが必要であることと同時に、債権の種類によって優先順位があり、最も順位の高い財団債権を把握しておかなければ配当手続について理解できないからです。

研修前半では、まず、管財事件の流れと管財人の役割を軽く振りかえった後に、主に財団債権(租税等の請求権)について詳しい解説を行いました。次に債権調査・債

権認否について説明を行いました。

更に研修後半では配当手続に関して、配当の種類についての説明を行い、その後簡易配当について、スケジュール上の注意点などに触れながら、少額債権者への対応等を含めた実務上の注意点などに触れました。

かなり細かい話が多く、また、事件全体の流れの一部について切り取って研修をおこなうのは普段あまりないため、事前準備の段階では不安でしたが、実際にやってみたら、こうした研修もあってよいのではないかと思いました。以下に受講者より感想をいただきました。

講師 役員K

感想

今まで受けてきた研修会で、管財業務の配当について詳しく聞くことが出来たのは初めてで、とても勉強になりました。今後の管財業務で役立てていけたらと思います。ただ、時間の関係もあったかとはおもいますが、具体的な事例なども聞いてみたかったです。

横浜はばたき法律事務所 吉原友美

これまで管財の研修に何度か参加させていただきましたが、時間の都合で実際の配当のところまでのお話をなかなか聞けなかったので、今回そこまでお話を伺えてとても勉強になりました。実務に今日伺ったお話や資料を役立てたいと思います。ありがとうございました。

弁護士法人前島綜合法律事務所 石綿香織

3月研修案内

3月は「**個人再生**」をテーマに研修をおこないます。



MOCとしては、平成27年5月以来約2年ぶりのテーマです。

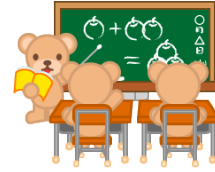
昨今個人再生に対して、任意整理、自己破産に次ぐ第三の手続きとして、一般の方の認知度も上がってきている気がします。事務職員としても、相談者や依頼者に手続きの違いを説明する機会が増えているのではないのでしょうか。

そこで、個人再生がこういった手続きなのか今一度学んでみませんか。初心者初級者向けに行う予定ですが、中級者以上の方でも今更聞けないということがありましたら、是非ご参加ください。

事前のご質問も承りますので、日頃疑問に思っていること等どしどしお寄せください。

日時：2017年3月17日(金)
時間：18時45分～20時45分頃
場所：開港記念会館 7号室
講師：藤本 剛 (上大岡法律事務所事務職)
受講料：MOC会員無料 会員外の方400円
申込：HP (<http://moc-lo.net/>) 掲載の申込書にてお願いします。
※研修後、懇親会を行いますので、ぜひご参加下さい！

4月研修案内



4月研修「資料収集のコツ」を行います。

4月は、新人事務員さんが入所される事務所も多いのではないのでしょうか。

この研修では、新人事務員さん向けに、法律事務所によく収集する資料の種類のほか、弁護士が職権でとりうる書類の申請方法について説明していただきます。

ベテランの事務員さんにとっても、改めて根拠条文を意識しながら職務上請求書などを作成するきっかけになればと思います。

日時：2017年4月21日（金）

時間：18時45分～20時45分頃

場所：開港記念会館 7号室

講師：鎌田 綾乃（横浜法律事務所事務職）

受講料：MOC会員無料 会員外の方400円

申込：HP（<http://moc-lo.net/>）掲載の申込書にてお願いします。

※研修後、懇親会を行いますので、ぜひご参加下さい！

お花見BBQ案内

MOC企画第4弾は恒例のお花見BBQを開催いたします。

桜を見ながら、食べて飲んで、皆様で楽しい時間を過ごしましょう。

ご興味ございましたら、是非、一度ご参加ください♪

また、ご家族や友人を誘っての参加も大歓迎です。

尚、日程につきましては、4月1日（雨天の場合の予備日4月15日）を予定しております。

また、詳しい内容につきましては、ホームページ及びメーリングリストなどにて、ご報告いたします。



pixta.jp - 21301829



預金相続に関する最高裁判決

平成28年12月19日、「預金」について遺産分割の対象とするとの最高裁の決定が出ました。決定の全文は、インターネットの裁判所の判例集で公開されています。

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/354/086354_hanrei.pdf

従前預金は可分債権についての最高裁の決定に基づき、法定相続分に依りて各相続人が銀行等に払い渡し請求できましたが、今後は相続人間に争いがあれば、遺産分割がなされるまで各金融機関は個別の払い渡しには応じなくなると考えられます。

今回の決定に際して、「預金に限定するのか?」、「可分債権全体を見直すのか?」という点も注目されていましたが、今回の決定は、あくまで「預金」に限定していて、むしろ預金を他の可分債権とは区別する趣旨と考えられます。

お詫び

MOC通信 No.164 に掲載しました、法全連全国交流会の記事に添えられた写真の内1枚につきまして、株式会社陸奥新報社様の許可を頂いて掲載しておりましたが、本紙の印刷発注の際、当方の手違いがございましたため、その旨の記載のないものが配布されております。株式会社陸奥新報社様にはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

MOCでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。ホームページまたは下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

MOC通信 2017年3月 No165

発行責任者・編集責任者 柳原 康雄

連絡先 〒233-0002横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー22階

上大岡法律事務所 事務局 藤本 剛

TEL 045(840)2444 FAX 045(840)2432

ホームページ <http://moc-lo.net/>